

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父、母、子2名（兄、妹））について、申立人子（妹）の避難先での就学上の事情を考慮して、平成27年4月分以降の面会交通費が賠償された事例。（和解案提示理由書あり。掲載番号38）

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X1 外3名

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

和解案提示理由書

平成28年10月31日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 犀川 治

頭書事件に関し、当パネルが、平成28年10月31日付で提示した和解契約書案（以下「本件和解案」という）の提示理由は、以下の通りである。

第1 事案の概要

本件は、本件事故当時、福島市〇〇に居住していた申立人ら一家（父、母、X3及びX4）4名のうち、X3（本件事故当時〇歳、高校〇年生）及びX4（本件事故当時〇歳、小学6年生）が、平成23年〇月から、避難のため〇〇県内の寮を備えた私立の中高一貫校に転入したとして、本件事故後平成27年8月末日までの面会交通費等の賠償を希望し、当センターに和解仲介手続を申し立てた事案である。

被申立人は、平成27年4月以降の損害について本件和解案を受諾しない意向を示しているが、当パネルは、被申立人に対し、本提示理由を踏まえて再考の上、本件和解案を受諾するよう求めるものである。

第2 避難の合理性について

1 避難開始（平成23年〇月）に至る経緯について

（1）避難前、X3及びX4は地元の公立校に通っていた。

本件事故の発生を受け、申立人らは、家計の負担等申立人らの家庭の事情に基づき、避難先や避難をする者を検討した上、父及び母は仕事を続けるために福島市の自宅に残り、放射線への感受性が高い可能性がある当時18才未満であったX3及びX4だけ、すなわち子供2人だけで、できるだけ遠方に避難をすることとした。

そして、特に当時〇歳のX4が、食事などの心配なく、安全に通学し生活することができ、また、友人が一人もない避難先でX3及びX4が離れずに生活できる環境であること、高校〇年生であったX3が国立大学進学を希望していたので、転校先がその希望に沿う学校であること

といった条件を満たす避難先を探したところ、避難先として、共学の寮を備えた中高一貫校しかないとの結論に至った。

そこで、X 3 及び X 4 は、上記条件を満たした〇〇県内の私立の全寮制中高一貫校の高校と中学にそれぞれ転校（X 3 は高校〇年次、X 4 は中学 1 年次）し、同校の寮に入寮する形で、平成 23 年〇月、避難を開始した。

- (2) 以上のとおり、申立人らは、本件事故から間もない時期において、当時の限られた情報から本件事故による放射線被曝への危険を回避しようと考えて、当時申立人らにおいてできる限りの検討をし、避難先を選定し、X 3 及び X 4 が避難をしたものであるから、当時避難をしたことは合理的であり、子らの生活環境や家庭の経済的状況などを総合考慮して、X 3 と X 4 を全寮制中高一貫校へ転校させたことは、限られた情報と時間という条件下ではやむを得ない選択であったものと認められる。

2 X 4 の中学卒業時における避難の継続について

- (1) X 3 は、平成〇年 3 月に高校を卒業し、大学に進学して避難を終了させた。
- (2) X 4 は、自宅への帰還を希望し、中学 3 年生（平成 25 年度）の 1 学期から、福島県内の高校進学を検討し、模擬試験を取り寄せたり、福島県内の志望校 2 校を下見に行ったりするなどして受験準備を始めた。なお、X 4 は、国立大学進学を希望しているため、高校は、自宅から通学可能である県立の最難関校の受験を考えていた。
- (3) しかし、所属している中学校は、中学校の 6 年間をかけて大学進学を目指すことに特化している中高一貫校であり、X 4 以外の生徒は高校受験することなく、そのまま中高一貫の高校に進学することが予定されているため、同校は、大学受験を見据えた内容の授業を積極的に取り入れるなど、公立中学校とは学習カリキュラムが大きく異なり、週 3 回の 7 限授業や土曜授業があるなど授業時間も格段に多い。そのため、X 4 が日常の予習復習や学校行事をこなしながら、寮生活のなか一人きりで、科目や学習範囲が全く異なる高校受験のための勉強を続けることは、非常に困難であった。

また、所属している中高一貫校の教師からは、「高校受験への対応はしていないので自分でやるしかない」と言われており、受験指導等積極的なサポートは期待できない状況であった。

さらに、同校は、外部の高校を受験する場合には、同校の高校への内部進学はできないという扱いがなされているため、X 4 が帰還を前提として外部受験をし、合格しなかった場合には、平成 26 年 4 月に高校へ進学することができないという事態となってしまう。

- (4) そのため、X 4 は、結局、中学 3 年生の冬休みに高校受験を諦め、この時期での帰還を断念せざるを得ず、平成 26 年 4 月、内部の高校に進学をした。

(5) こうした具体的経過を考えれば、X4が、遅くとも平成26年3月の時点において、中学卒業後の帰還を諦めて避難を継続したことは、他の選択肢を採ることが非常に困難であり、やむを得ない判断であったといえる。そして、そのやむを得ない判断を招いたのは、申立人ら家族に切羽詰まった避難条件の判断を迫ることになった本件事故であると言える。

したがって、X4が内部の高校に進学せざるを得なかったことと本件事故との相当因果関係が認められる。

3 平成27年4月以降の避難の継続について

(1) 前記2の通りの理由で、中学卒業時において、避難を継続し、内部の高校に進学したことに合理性が認められる以上、平成27年4月以降においても、避難の合理性が失われたと解すべき事情は無い。

なぜなら、平成27年4月は、X4が高校2年に進級する時期であるが、その時期に、中高一貫校の高校の途中で福島県の県立高校の編入試験を受験し、編入することは、さらに大きな負担を伴うものであるからである。

(2) よって、少なくとも請求期間の終期である平成27年8月まで避難を継続していることも、本件事故との相当因果関係が認められるから、避難継続の合理性は認めることができる。

第3 被申立人の主張について

1 (1) 被申立人は、X4が「中高一貫校へ通われていることから生じている事情であり、本件事故との相当因果関係は認められないことから、それを理由に避難継続の合理性を認めるのは相当ではない」などとして、避難継続の合理性を否定する。

(2) しかし、第2の1において既に述べたとおり、申立人らにおいては、避難開始の際、子供2人のみでの避難をするために、寮を備えた共学の中高一貫校を選択したことも、X3とX4とが事故がなかったら過ごしていたであろう環境から大きく劣ることのない生育環境に近づけようとする判断であり、当時なし得る合理的な判断であったのだから、その判断が本件事故と無関係であるとは言えない。

また、その結果、前記第2の2記載のような事情が生じ、X4が、高校受験のための勉強を十分に行うことは客観的、現実的に大きな困難が伴うことは明らかであった。仮に、高校受験をしたならば、所属している中学校での本来の学業や学校生活に大きな支障が生じたであろうし、X4の精神的・肉体的な負担も大きいものであったはずである。また、志望校とは異なる高校を受験せざるを得なかった可能性もある。しかし、当時中学生のX4が、自身の日常生活や将来について、こうした重大な結果を甘受しなければならない理由はない。

すなわち、本件事故により、X4はやむを得ず寮を備えた中高一貫校に転校し、また、帰還先での進学についての真摯な検討をした上で、学業や進学への多大な支障を回避するために帰還を断念し、避難を継続せ

ざるを得なかった。そのため、避難継続により生じた損害は、本件事故との相当因果関係が認められることは明らかである。

2 なお、被申立人は、「一旦避難を実行した場合、帰還までの一定の準備期間、あるいは子供の転校・進学など学業復帰までの準備期間が必要であることも理解するところ」である旨述べるが、申立人X4の場合においては、上記事情を考慮すれば、中学校卒業までの期間（平成26年3月まで）では、準備期間としては決して十分とはいえない。本件のような場合においてまで、被申立人が、個々の具体的事情や影響を無視し、一定時期以降の賠償を一律に拒否するとすれば、不合理極まりない。

3 ところで、X4が友人と別れたいくないとの意向を持っていたことなど、各口頭審理において、当パネルが挙げた事情は、いずれも、上記のとおり高校受験を真剣に検討、準備していた経緯からして、申立人らにとって二次的な考慮要素にすぎないことは明らかである上、避難継続の合理性を補強する事情にはなっても、減殺させる事情とはならない。

第4 損害額について

申立人らが請求する面会交通費（月1回ほど、実費相当額）についても、その内容や頻度、金額からいって、本件事故との相当因果関係を否定する理由はない。

以上が、本和解案提示の理由である。

以 上